

マイナンバーカードが 保険証として使用できます



「オンライン資格確認システム」によりマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります。

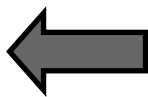
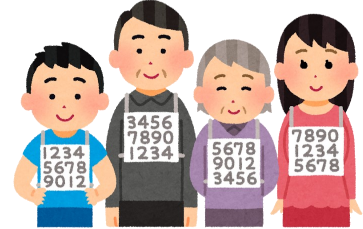
その運用のためには、健康保険組合等が加入者の情報を正確に登録しなければなりません。健康保険取得時や被扶養者認定時にはマイナンバーを記入して届出をお願いします。

(届出時に間に合わない場合は、後日必ず届出ください)

マイナンバーカードを使う **メリット**

- 転職・転居をしても保険証としてずっと使える！
- マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報、医療費が見られる！
- マイナポータルで医療費控除の確定申告が簡単にできる！
- 限度額適用認定証の申請が不要になる！
- 高齢受給者証を医療機関に持参する必要がなくなる！

マイナンバー



このマークがある医療機関や薬局で使用できます。
カードリーダーにマイナンバーカードをかざして使用します。

- ★令和3年10月(予定)からマイナポータルで薬剤情報、医療費情報の閲覧が順次可能になります。
- ★令和3年分所得税の確定申告(予定)から確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能になります。
- ★令和5年3月末には概ね全ての医療機関等での導入予定となっています。



※マイナンバーの届出をお願いします。※